

避難情報に関する制度面での 対応の方向性（案）について

令和2年8月21日
令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関する
サブワーキンググループ
（第3回）

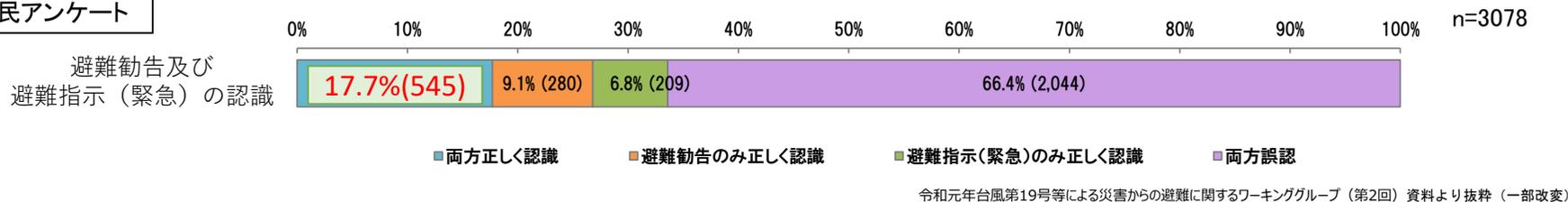
内閣府（防災担当）

1. 避難勧告・指示のあり方の検討

避難勧告・指示のあり方に関する制度的な検討に至った経緯

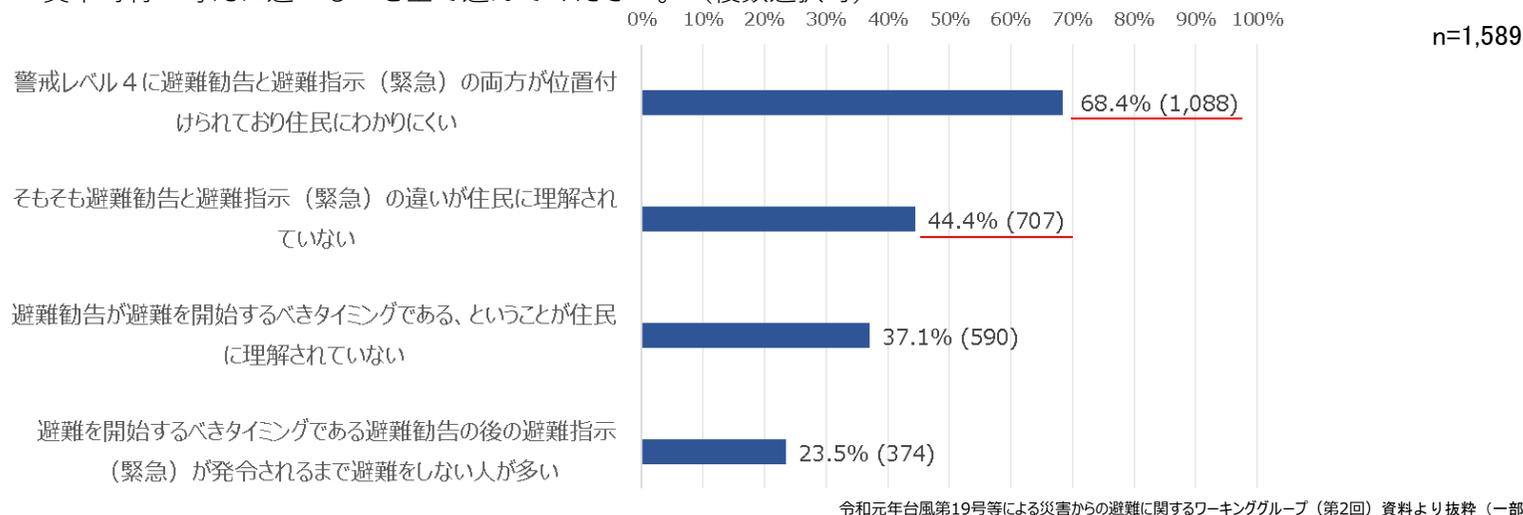
- 住民アンケートの結果、避難勧告及び避難指示（緊急）の両方を正しく認識していたのは**17.7%**と少数であった。
- 市町村アンケートの結果、警戒レベル4 避難勧告・避難指示（緊急）に課題があると感じており、「警戒レベル4 に避難勧告・指示両方が位置付けられており住民にわかりにくい」という意見が**68.4%**、「そもそも避難勧告と避難指示の違いが住民に理解されていない」という意見が**44.4%**であった。

住民アンケート



市町村アンケート

Q.警戒レベル4 避難勧告・避難指示（緊急）についてどのような課題を感じていますか。貴市町村の考えに近いものを全て選んでください。（複数選択可）



○令和2年度以降も、避難勧告・指示のあり方に関する制度的な検討を、自治体の意見も踏まえ行うべき（令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ報告）

避難情報のあり方に関する130市町村長へのアンケート

○6月中旬に130市町村長※を対象に避難情報の改善に関するアンケートを実施。（全2問）

●質問1 これまでに市町村長として自ら避難情報を発令した経験はありますか。（選択式）

○回答1 避難準備・高齢者等避難開始：107市町村
避難勧告：108市町村
避難指示（緊急）：57市町村

●質問2 避難勧告と避難指示について、a)わかりやすくするために一本化した方が良いとの意見と、
b)重ねて出す、切迫感を伝えるなど柔軟な運用の余地を担保するために2段階以上が欲しいとの意見などがあります。それぞれについてどのようにお考えでしょうか。
その他、避難情報の課題を解決するために必要と考えられる制度的な改善の方向性・具体的方策がございましたら併せてご回答下さい。（自由記述）

- 回答2
- ①1本化に賛成
- ・レベル4 = 危険な場所から避難、と明確になり住民にとって直感的にわかりやすいため
 - ・現行制度は避難のタイミングが2つあるようでわかりづらく避難行動を起こしづらいため
 - ・住民からするとどちらも避難するという意味では一緒であり、また勧告と指示の違いを理解している住民は多くなく、区別することに意味がないため
 - ・2段階あると避難勧告では避難しなくていいと誤解され、指示待ちにつながるおそれがあるため
- ②2段階必要
- ・避難勧告と指示で住民に求める行動を分けているため（勧告で水平、指示で垂直避難等）
 - ・避難勧告と指示の発令基準を水位等で明確に分けているため
 - ・住民に切迫度を伝えるため、緊急的に又は重ねて住民に避難を促すため
 - ・警戒レベルを開始したばかりのところで制度変更すると住民が混乱するおそれがあるため
 - ・2段階の名称が両方とも避難〇〇であり違いがわかりにくいいため別の名称とするのも一案
- ③4に2段階不要
- ・警戒レベル4の中に避難勧告と指示の両方が位置付けられてわかりにくい
 - ・警戒レベル4を2段階に分けたほうがいいのではないか
- ④5がわかりにくい
- ・警戒レベル5は災害発生の確認ができず、発令されないことが多い
 - ・警戒レベル5は住民が何をすればいいかわからないなど有効に機能していない 等

※（全国市長会）防災対策特別委員会
（全国市長会）政策推進委員会
（全国町村会）全国町村会理事（都道府県町村会長） 等の計130市町村長

市町村長のご意見を踏まえた検討の方向性（案）

- ① 避難のトリガーは1つであるべきで、避難のリードタイムを考慮したタイミングで避難を促す情報を出すべき
- ② 避難のトリガーの①に加えて、切迫した段階で発令する情報を必要としている自治体もあり、そうした自治体にも配慮した制度であるべき。
但し、避難勧告、避難指示という用語の組合せである必要はない。
- ③ 警戒レベル4の中に2段階ある必要はない／2段階ないほうが良い。
- ④ 警戒レベル5災害発生情報はとるべき行動がわかりづらく、現状うまく活用できておらず、改善の余地がある。



方向性（案）

- 避難のタイミングを明確にするため、**避難に関する情報**としては**避難指示に一本化する**。
（現行制度の避難勧告を発令するタイミングで、避難指示を発令する。）
- 状況が切迫し、**緊急に安全を確保するよう市町村長が特に促したい場合に発令できる情報も設ける**。
（災害発生時のみならず、災害がまさに発生するおそれがある時にも発令可能な情報とする）
（必ず発令される情報ではない）

市町村長のご意見を踏まえた検討の方向性（案）（警戒レベルを用いたイメージ図）

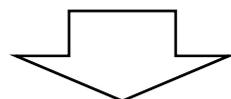
- ① 避難のタイミングを明確にするため、避難に関する情報としては避難指示に一本化する。
- ② 状況が切迫し、緊急に安全を確保するよう市町村長が特に促したい場合に発令する情報を設ける。

現行	警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報
↓	5	命を守る最善の行動	災害発生情報※1 (災害発生を把握した場合に可能な範囲で発令)
	4	危険な場所から全員避難	・避難指示（緊急）※2 ・避難勧告
<small>※1 災害発生情報は、法的には災害対策基本法第60条に基づく「指示」であるが、警戒レベル5では、既に災害が発生し最大級に危険が迫っていることを短く、直感的に伝えられるよう、行動を促す情報は避難指示ではなく「災害発生情報」という名称にした。 ※2 必ず発令されるものではなく、緊急的又は重ねて避難を促したい場合に発令される。</small>			
改善後	警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報 (説明)
	5	命を守る最善の行動	② [緊急に安全を確保するよう促す情報] (名称は今後検討)
	4	危険な場所から全員避難	① 避難指示 (現行の避難勧告のタイミングで避難指示を発令)
			・状況が切迫し、緊急に安全を確保するよう、特に促したい場合に発令される ・災害がまさに発生するおそれがある場合にも発令可能な情報と位置付ける ・必ず発令される情報ではない ・避難を促す情報は避難指示に一本化

①② 災害対策基本法に基づく情報

① 避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化することについて

- ・避難勧告と指示は一本化し、最初から強い言葉である避難指示を用いればよい。（相馬市長）
- ・分かりやすく情報提供できるので避難指示に一本化するのがいいと思っている。（熊本市長）
- ・要するに避難指示と避難勧告の名称が変わったとしても基準そのものが変わらない。警戒レベルの基準を変更することで現行の避難指示のタイミングが新しい警戒レベル5になるということだと考える。（三条市長）
- ・今回示された考えは論理的ですっきりしている。警戒レベルの考え方を変えて、災害が発生しただけでなく、その前のおそれの有る段階も含むということだから、私たちが言ってきたことと大きく変わらない。（中貝委員）
- ・一般の住民や高齢者にも分かりやすいよう一本化する方が良い。警戒レベル4までが勝負であることが明確になる。（清田委員）
~~~~~
- ・避難勧告と指示を一本化することは、指示待ちを防げるメリットがある。（田中座長）
- ・避難勧告より指示の方が大変な状況であるという認識が広まっているが故に、指示待ちになっているのかもしれない。それならば、勧告と指示を何らかの形で一本化することは理解できる。（牛山委員）
- ・避難勧告という言葉は分かりにくいので、避難指示に一本化することに賛成。（坪木委員）
- ・警戒レベル4でとるべき行動と避難情報が1対1に紐づいたので、わかりにくさが解消した。（首藤委員、鈴江委員）
- ・勧告で4とって、その後指示だといって4を見せると観ている人は混乱するので一本化に賛成。（橋爪委員）
- ・避難勧告や避難指示等に関する規定については、法制定以来、長期間が経過しているが、国民間において決してコンセンサスが形成されている用語や用語法にはなりきれておらず、国民にとってより分かりやすい用語や用語法を意図した法改正は、積極的に行っても良いと考える。（山崎栄一委員）



次ページに続く

**（特に、「避難指示に」一本化することについて）**

- ・（再掲）避難勧告と指示は一本化し、最初から強い言葉である避難指示を用いればよい。（相馬市長）
- ・命を守るためには、命令系統である避難指示の方が良い。（清田委員）
- ・一昔前であれば避難勧告すら十分に発令されていなかったが、昨今避難指示も頻繁に活用されるようになってきたこともあり認知が進んできたので、避難指示に一本化することでよいのではないか。（山崎登、橋爪委員）
- ・避難勧告に一本化した場合、現在指示待ちをしている人がいつまでも待ち続けてしまうおそれもあること等から、避難勧告か避難指示の二択であれば、避難指示の方が良い。（鈴江、首藤、片田委員）
- ・避難指示を現行の勧告のタイミングで発令するという風に、少し意味合いが変わるのであれば、同じ言葉を使うことによる混乱がないよう、避難指示の意味を周知徹底する必要がある。（鈴江委員）
- ・避難勧告で避難、という周知がなされたこともあり、勧告という言葉は広く浸透しており、認知率も高いので、勧告という言葉を利用するのもあり得るのではないか。（牛山委員）
- ・勧告か指示かにこだわりはないが、警戒レベル4と5の名称を合わせて検討するのが良いのではないか。（中貝委員）

**② 「緊急に安全を確保するよう促す情報」（名称は今後検討）を設けることについて**

- ・ 確かに避難したら危険な場合もあるためその際に発令する情報は必要だと考える。（相馬市長）
- ・ 安全面を考慮した段階とより強い段階に分けておくという意見は理解できる。（熊本市長）
- ・ 「緊急に安全を確保するよう促す情報の名称」の部分は、災害対策基本法に位置付けられる必要がある。（三条市長）
- ・ 提案の2段階だと自治体にとって相変わらず5を出す判断が難しいので合理的な基準例を設けたほうがいい。（中貝委員）
- ・ 垂直避難等へとるべき行動を変える5は重要。（清田委員）  
~~~~~
- ・ 市町村長の意見が重要。住民とのコミュニケーションの中でオペレーションを行える市町村にとって、今でいう避難準備・高齢者等避難開始、勧告、指示の3段階が残ることが大事というのではないか。それに配慮されたもの理解している。（片田委員）
- ・ 一方、警戒レベル5と4が明確に違うことは周知すべき。警戒レベル5は行政はお手上げで、住民に行動を委ねる段階であることを明確に理解してもらう必要がある。（片田委員、山崎登委員）
- ・ 現行制度では「発生」を確認しないと警戒レベル5災害発生情報を発令できないが、災害がまさに発生するおそれがあるときにも本情報を発令できるようになれば、「発生」を確認する前段階から「命を守る最善の行動」を求めることができるようになり、また、大雨特別警報が5相当であることに整合が取れるようになる。（鈴江委員）
- ・ 現行は災害発生の切迫度が高い「避難指示」でも4。リードタイムを取れない状況をレベル4に入れるのは難しい。（橋爪委員）
- ・ 周知の話であるが、「緊急に安全を確保するよう促す情報」は、新設する情報とだけ周知してしまうと避難情報を一本化して情報を減らしたのに、また一つ増えたように聞こえてしまう。本情報は、既存の災害発生情報の概念を明確化した情報である、と実態に合わせ周知するのが良い。（牛山委員）

③ 「緊急に安全を確保するよう促す情報」の名称、状況・把握方法、伝え方等（中間とりまとめ以降引き続き議論）

- ・ 避難という文言は使わない方がよい。避難とは全く異なる住民に行動を委ねる段階であることを明確にすべき。（牛山、首藤、坪木委員）
- ・ 事前レクで出た名称例（五十音順）：安全確保／緊急安全確保、各自防護、緊急情報、緊急退避）
- ・ 本情報を発令する際の、災害の現象、住民が置かれた状況等について整理する必要がある。（牛山、鈴江、橋爪委員）
その際、自治体が発令に困らないよう、把握可能なものの例を一定程度示してあげるとよいのではないか（牛山、橋爪委員）
- ・ 警戒レベル5の段階は地域によって状況が様々であるため、地域ごとに警戒レベル5がどのような状況にあるのかといったことを事前に地区防災計画に位置づけしっかり共通認識をもってもらうことが大事。その状況を地域と共有し、警戒レベル5でできることが限られ行政からの指示が出せない段階であることを担保する必要がある。（片田委員）
- ・ おそれには2つ意味があり、
1つ目は、発生していたとしても情報が入っておらず確認できていないという意味でのおそれ（発生しているおそれ）、
2つ目は、まだ発生していないもの間もなく発生することが確実なおそれ（発生直前）。（坪木委員）
- ・ 「命を守る最善の行動」という表現自体も、まだ命を守れる段階と伝わりかねないため、必要に応じて見直すことも検討したほうが良い（山崎登、坪木、橋爪委員）

（特に、災害が発生したという情報について）

- ・ レベル5が「発生」なのか「おそれ」なのかは非常に重要。例えば決壊の情報は、近い地域では切迫感が高まるが決壊より上流地域では自分は大丈夫という情報になり得る。警戒レベル5という情報だけでは不十分で「警戒レベル5大規模な決壊発生」のように合わせて伝えることが重要。発生情報を発令するのは困難であるが、極力把握し伝える努力をするということは必要。（中貝委員）
- ・ 大河川の氾濫発生情報は出せると期待していたが、台風第19号で夜間、全箇所への発表は予想以上に困難であることがはっきりした。発生情報というのは本当に出せるのかということも踏まえる必要がある。
また、発生情報には2つの側面がある。1つは行動の変容。例えば気仙沼の津波は到達情報で車を捨てて垂直避難。もう一つは河川の決壊も地理的に遠い人から見れば発生というよりある意味おそれである。発生情報を住民の行動にどうやって結びつけるのかは具体的に考えていかないといけない。その意味でコミュニケーションデザインが重要である。（田中座長）
- ・ 「緊急に安全を確保するよう促す情報」は発令対象区域も避難指示と同じように指定するものと思われるが、発生したという情報について伝えられる情報はどこで堤防が決壊した、という程度の情報であり、あとは住民がそれを踏まえて命を守る最善の行動をとるしかないのではないか。（橋爪委員）

④ 警戒レベル5の呼称（5と呼称するか、「警戒」レベルと呼称するか）（中間とりまとめ以降引き続き議論）

（「5」について）

- ・警戒レベル5があると警戒レベル5を待ってしまうことが懸念される。例えば、災害発生や発生のおそれという伝え方もあるのではないか。（坪木委員）
- ・5段階のレベルがあるという普及が既に進められており、変更すると混乱を招くおそれがあること（牛山、首藤、片田委員）
- ・シンプルに伝えていくことが大事であるため5は必要。（鈴江委員）
- ・分かりやすさのためにはピンからキリまで表現するべきであり、5は重要。（山崎栄一委員）
- ・河川の水位情報も大雨などの気象情報も5段階で運用されており、避難情報について5をなくすことは大きな混乱が予想される。（牛山、橋爪委員）
- ・警戒レベルは5段階の「とるべき行動（危険な場所から全員避難等）」と「行動を促す情報（避難勧告等）」を関連付けるためのもの。「行動を促す情報」として「緊急に安全を確保するよう促す情報」を設けるのであれば、5は必要。（牛山委員）
- ・これまで警戒レベル5は大雨特別警報や氾濫発生情報が主であり、自治体が発表する情報としての位置付けが実態としてははっきりしていなかったが、自治体が発表する情報としてクリアに、5として発信するのが良い。（橋爪委員）

（「警戒」について）

- ・命を守る最善の行動を求めるような段階は「警戒」ではないという意見もあった。（田中座長）
- ・警戒という言葉には、来るか来ないかというニュアンスが含まれてしまう。レベル5については、発生したというニュアンスにするために、「警告」レベル等の別の言い方も考えられる。（山崎栄一委員）
- ・「警告」となると、避難が行政主体のように聞こえ、警告されないと避難しないとといったことになりかねない。（鈴江、片田委員）
- ・レベル化して2年目に入っており、警戒レベルという用語も一定程度浸透している中で、また変えるのか、といった意見・混乱が生じる。「警戒」という用語は現行通りでよいのではないか。（鈴江委員、牛山委員）
- ・噴火警戒レベルでもレベル5の噴火の段階を含め「警戒」という用語を用いている。5だけ警戒以外の用語を用いるのは住民が混乱するおそれ。名称どうこうよりむしろ、5がどのような状態であるかを周知することの方が大事。（片田委員）

2. 避難行動としての屋内移動等の位置付けの検討

避難行動としての屋内移動等の位置づけの検討の方向性（案）

課題認識

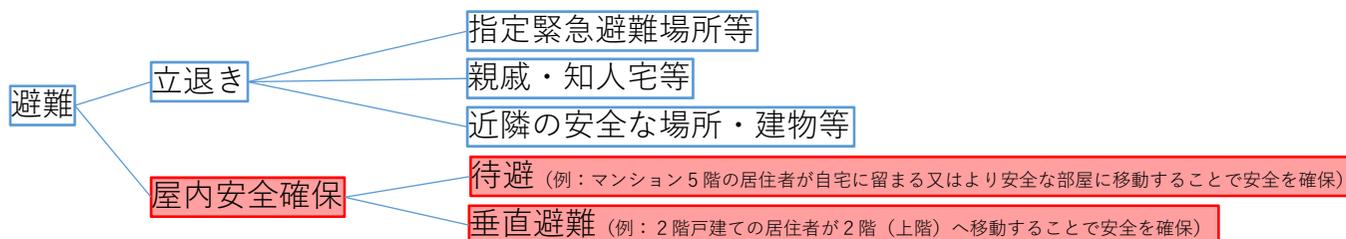
- 市町村長は避難情報を面的に発令するが、当該区域の住民の中には屋内での移動等により安全を確保することができる住民もあり、市町村としては避難情報の発令により、発令対象区域内の住民に対し、立退き避難のみならず、屋内での移動等により身の安全を確保することを促すこともできる必要がある。
- しかし、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき（法第60条第3項）を除き、市町村長が、住民に対して屋内での移動等により安全を確保するよう求めることは法律上位置づけられていない。

	立退き	屋内での移動等
法第60条第1項	○ 規定あり（避難勧告・指示）	× 規定無し（避難勧告・指示）
法第60条第3項	—	○ 規定あり（避難指示のみ）

法第60条第1項 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、**避難のための立退きを勧告**し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、**避難のための立退きを指示**することができる。

法第60条第3項 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、**避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは**、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、**屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置**（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

（参考）一方、ガイドラインでは、「『屋内安全確保』も、その時点で居る建物内においてより安全な部屋等への移動であるとして避難勧告等が促す避難行動」とする、とされている。



方向性（案）：市町村長が、屋内での移動等により安全を確保することが可能な住民に対し、**避難情報の発令により屋内での移動等を求める**ことの制度的な位置付けを明確にする。

⑤ 避難行動としての屋内移動等の制度的な位置付けを明確にすることについて

- ・「避難」というと外へ逃げるという印象が強いが、遠くへ逃げるよりも2階に逃げたほうが安全なケースもあるので、避難方法の一つとして、住民が取るべき行動の中に明確に位置づけてほしい。（相馬市長）
- ・色々な避難の方法があっただけでいい。避難と言うと家から出なくてはならないという考え方が特にお年寄りには強く良く避難所は開いているかと聞かれるが、自宅での安全確保も避難である。そういったことを合わせて周知していくことが重要である。（清田委員）
- ・屋内安全確保の明文化に賛成。家に留まっても大丈夫な人は、家に留まることも決しておかしい判断ではないということを明文化するのは非常に重要。一方で、どのような場所が屋内退避で良いのかを技術的に示す必要がある。家屋倒壊等氾濫想定区域は一つの解ではあるが、もう少し検討が必要である。（牛山委員）
- ・警戒レベル4は危険な場所から全員避難であるという意味合いを明確にすることが重要。上階への垂直避難や、危険でない人は避難しないということがあるので、それが警戒レベル4にはっきり出ると良い。（坪木委員）
- ・屋内安全確保の明文化に賛成。法律制定時より高層住宅も増えて、上階の方は安全であれば動かないことも避難である。浸水リスクがあるもののマンションの上層階などその場に留まることが安全である場合に、危険な場所に行かないでその場に留まる待避も、難を避けていると解釈でき、避難の選択肢の一つと考えられる。
（鈴江委員）
- ・条文の改正は是非してもらいたい。逃げ方として垂直避難もあるのだということを明確にってもらいたい。
（山崎栄一委員）

3. 高齢者等避難開始の位置付けの検討

高齢者等避難開始の位置づけの検討の方向性（案）

課題認識

- ・ 高齢者等が逃げ遅れにより被災する事例が頻発していることから、市町村長が警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、早めの避難を強力に促すことが重要である。
- ・ しかし、法第56条第2項は、**要配慮者が避難勧告・指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない旨を規定しているだけであり、市町村長が、高齢者等に対して、高齢者等が避難するのに適切な早期の避難を呼びかけることができる明確な規定がない。**

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報
警戒 レベル5	命を守る最善の行動	災害発生情報 (出来る範囲で発表)
警戒 レベル4	危険な場所から 全員避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※
警戒 レベル3	危険な場所から 高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始

市町村長が、高齢者等に対して
早期避難を呼びかける
明確な規定がない

※ 避難指示（緊急）は緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものであり、必ず発令されるものではない。

法第56条第1項 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

法第56条第2項 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、**要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。**

方向性（案）：市町村長が、高齢者等に対し、**高齢者等が避難するのに適切な
早めのタイミングで避難を促す**ことの制度的な位置付けを明確にする。

⑥ 高齢者等避難開始の制度的な位置付けを明確にすることについて

- ・避難行動要支援者を町が徹底的にかばうことによって、周辺の避難できる方が気づき、逃げなければいけないという情報が伝わっていくと思う。つまり、高齢者等の避難から避難が始まるため、法的に位置づけることに賛成である。（清田委員）
- ・避難勧告、避難指示というのが明確に位置づけられていて、あとから避難準備・高齢者等避難開始出てきたのに法律に位置付けられていなということが問題である。避難指示に一本化する代わりに、もう1つ手前の段階の情報を法律上に位置付けるというのは大切だと思う。（首藤委員）
- ・既に警戒レベル3で避難準備・高齢者等避難開始を発令しており、法律が実態に合うようになれば良い。（山崎栄一、鈴江委員）
- ・絶対に明確化が必要。避難準備・高齢者等避難開始の情報の実効性を上げることが重要である。これからの大雨対応上、高齢者施設を守るためにも避難準備・高齢者等避難開始の情報をどのように活かすか、これからの水害の課題である。（橋爪委員）
- ・自力で避難できない人、地域の助けがいる人たちの避難がレベル3で始まることを法律に明確に位置付けて、自治体と地域がこの段階で動くようにした方がよいのではないか。（山崎登委員）
- ・高齢者等の避難に関するサブワーキングにおいても、この論点については共有するべきである（田中座長）

⑦ その他：「避難」の伝え方・概念整理等（中間とりまとめ以降引き続き議論）

- ・避難と言えばこれまで立退き避難であったが、避難行動としての屋内移動等の制度的位置づけを明確化するのであれば、屋内移動や待避を含め、今後「避難」をどのように伝えるかについても検討する必要があるのではないか。（橋爪、鈴江委員）
- ・「避難」を用いた用語が様々あり、人によってとらえ方も異なる。今回の変更を機に「避難」という用語についてしっかり議論することが重要ではないか。（橋爪、片田委員）
- ・豊岡市では「今いる場所よりもより安全と思われる場所へ移動すること」と定義している。住民一人一人状況が違うので、住民にどう行動するかはあなたで決めてください、と伝えている。そのことが事前に伝わっていることが重要。（中貝委員）
- ・「避難」とは難を避ける行為であることを統一的に言ったらどうか。避難という行動を一本化することに無理がある。垂直避難とか在宅避難とかいろいろ言われるものは放置しておいて、避難とは「難を避ける」で押し切る、あなたにとっての避難は何ですかということを考えてもらうべきではないか。（片田委員）
- ・「避難」を整理するならば、生活避難も併せて整理するべき。（田中座長）
- ・「在宅避難」は、避難所避難の長期化を避けるため、自宅で暮らしている人を指すと受け止められているかもしれない。（牛山委員）

⑧ その他：警戒レベル3の活用について（中間とりまとめ以降引き続き議論）

- ・危険性の高い人、例えばレッドゾーンにいる方、家屋倒壊等氾濫想定区域にいる方等については警戒レベル3の段階から避難を始めたり、一方で危険性の低い人についても例えば外出を控える等、普段の行動を変え始めるタイミングとして活用すべきではないか。（牛山委員）
- ・避難準備・高齢者等避難開始は、心身面及び地理的な脆弱性が含まれている。また、地下街や地下室の危険性についても、きちんとアラートを出す必要がある。道路についても低い箇所では被害が出ている。（田中座長）
- ・自力で避難できない人等の避難が重要であり、レベル3はそのタイミングであることをより明確にするべきで、それにふさわしい情報名も考えていく必要があるのではないか。（山崎登委員）
- ・避難準備と高齢者等避難という2つの情報が同じタイミングにあることに違和感がある。避難準備のタイミングは人によって様々であるため横一線のタイミングで避難準備を呼びかける必要はないのではないか。一方で、高齢者等避難については可能な限り空振りが少なくするためもう少し踏ん張ってから発令できるとよい。（田中主査）
- ・警戒レベル3に避難準備があっても構わないが、一般の方の意識としては、警戒レベル2「避難行動の確認」があるのでそこで避難の心づもりをし、警戒レベル3で早めの避難を心得ておいてほしい。（清田委員）
- ・警戒レベル3の発令基準は各自治体が決めるものの、あまりに頻度が高くなると避難自体が負担になる人もいる。早期の避難を促すための情報だが、基準を考える際には、発令頻度についても検討した方がよい。（牛山委員）
- ・発令頻度が多くなってしまいがそれは必然であり危ない状況に留め置くことをまず避ける必要がある。三重県尾張市古江地区では「防災隣組」という地域で避難を支援しあう体制が構築されており、また避難先に飲食物を持ち込み避難をむしろ楽しむという「頑張らない避難」が実践されている。行政としては早めに避難を促す情報を出して、それにどう対応するかは現場の判断ではないか。（片田委員）